

令和8年度 不良空家解体費補助金

不良空家の解体費について、最大50万円の補助を行います。

※「不良空家」…空き家の不良度の測定基準による評点の合計が100点以上である空き家
※事前調査にて職員が立ち入り調査を行い不良度の測定を行います。

事前調査受付期間：令和8年4月1日（水）～~~5月15日（金）~~

※受付期間を延長し、予算に達し次第、受付を終了します。

（1）補助対象となる空き家（以下のいずれにも該当する住宅）

- ・1年以上使用されていないもの
- ・事前調査による不良度の評点が合計で100点以上であるもの
- ・一戸建ての専用住宅又は併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されているもの）
- ・公共事業の補償対象でないもの
- ・所有権以外の権利が設定されていないもの

（2）補助対象者

- ① 所有者（未登記物件の場合は固定資産課税台帳に登録されている方）
- ② 相続人
- ③ ①又は②から当該空き家の解体について同意を得た者

※以下の方は対象外となります。

「市区町村民税の滞納がある者」、「暴力団関係者である者」

（3）補助率等

	補助率	上限額
補助対象経費（解体費）	1/2	50万円

（4）補助対象外経費 ※以下のような空家の解体に付帯する経費は、補助対象経費から除外します。

- ①空家及び土地の取得に係る費用
- ②設計費、調査費、各種申請手数料及びその他経費
- ③残置物の処分費
- ④物置、門扉、塀、カーポート等の附属の構築物の解体費
- ⑤浄化槽の処分費
- ⑥整地費

（5）その他

次のいずれかの事業者が施工する工事が対象です（申請する前に必ず確認してください）。

- ①福島県の解体工事業者登録を受けている事業者
- ②福島県の建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）を有していて解体の資格を有する者が所属している事業者



お問い合わせ先

白河市 建設部 建築住宅課 建築係

TEL：0248-28-5532（建築住宅課 直通）

MAIL：kenchiku@city.shirakawa.fukushima.jp

申請方法

◎以下の申請の流れに沿ってお手続きください。

補助金の交付決定前に契約又は工事着手した場合、補助の対象となりません。

事前調査申込

◎交付申請前に下記の書類を提出し、不良空家の事前調査を受けてください。

- ①事前調査申込書（第1号様式）
- ②空き家の位置図及び現況写真



①交付申請 ※事前調査による不良度の評点が100点以上の場合のみ申請できます。

◎申請される際に、以下の書類を提出ください。これ以外にも書類を要する場合があります。

- ①交付申請書（第3号様式）
 - ②空き家の位置図及び現況写真
 - ③事前調査による不良空家の採点表 ※評点が100点に満たない場合は受け付けられません。
 - ④見積書の写し ※県内事業者による工事のみ対象
 - ⑤空き家の登記事項証明書
（未登記の場合は、固定資産税台帳に所有者として登録されていることを証明する書類”名寄帳”等）
 - ⑥1年以上使用されていない空き家であることを確認する書類（電気・水道の停止日が確認できるもの、ガス閉栓証明等 ⇒ それらが無い場合は”申立書（様式）”を提出）
 - ⑦暴力団排除に関する誓約書（第4号様式）
 - ⑧市区町村民税の滞納がないことを証明する書類（住民税の納税証明書）
 - ⑨白河市の固定資産税の滞納がないことを証明する書類（固定資産税の納税証明書）
- ※申請者が所有者本人でない場合や共有・遺産分割前の空き家の解体等については、別途書類が必要です。



②交付決定

◎市が、補助金交付の決定を行います。（決定通知書の発行）

※交付決定日以降に契約及び工事着手してください。



③施工業者との契約締結・工事着手

◎施工業者との契約締結及び工事着手。



④工事完了・実績報告

◎解体工事完了後、30日以内に以下の書類を提出ください。

- ①実績報告書（第10号様式）
- ②解体工事の契約書の写し
- ③解体工事の領収書の写し
- ④解体に係る施工前と施工後の写真（それぞれの撮影日が分かるように）



⑤確定

◎市が、補助の確定を行います。（確定通知書の発行）



⑥請求・交付

◎補助金交付請求書（第12号様式）を提出いただいた後、交付となります。
※通帳の写し（銀行・支店・種別・口座番号・名義が記載されているもの）を添付。

2月末日までに実績報告書を行ってください。

※おおむね1月末まで工事を完了させてください。